

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 5月 1日	
福島県知事	
	提出者 住 所 福島県喜多方市松山町村松字上川原3417-1 氏 名 穴 澤 建 設 株 式 会 社 代表取締役 穴 澤 茂 夫 電話番号 0 2 4 1 - 2 2 - 0 8 8 1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	穴澤建設株式会社
事業場の所在地	喜多方市松山町村松字上川原3417-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	中分類 総合工事業 小分類 土木工事業、舗装工事業、建築工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 4億円（令和6年度実績）
③ 従業員数	40人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 → 中間処理委託（再生骨材） 建設現場 → 木くず → 中間処理委託（木質チップ） 廃プラ、混合、建設汚泥 → 最終処分委託（埋立）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

<本 社>

廃棄物管理担当者 : 各作業所の業務管理
(土木課長, 建築課長)

廃棄物処理総括責任者: 廃棄物委託契約 (年間契約)
(車輛資材管理課長) 管理表の保管管理

<作業所>

統括責任者 : 再生資源利用計画書等の作成
(作業所長) 廃棄物委託契約

廃棄物担当 : 産廃の契約、処理、伝票発行
(作業所副長) 廃棄物を処理する

<本社>

工事部

土木課・・・土木作業所
(土木課長)

建築課・・・建築作業所
(建築課長)

車輛資材管理課
(車輛資材管理課長)

<作業所>

(作業所長) — (作業所副長)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（6年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	コン殻	アスコン殻	木くず	汚泥	混合廃棄物	廃プラ
	排 出 量	612 t	2,515 t	1,526 t	6 t	3 t	4 t
	(これまでに実施した取組)						
	[コン殻, アスコン殻] 発注量に依存するため、特に取り組みを行っていなかった。						
② 計画	[木くず] 発注量に依存するため、特に取り組みを行っていなかった。						
	【目標】						
	産業廃棄物の種類	コン殻	アスコン殻	木くず	汚泥	混合廃棄物	廃プラ
	排 出 量	600 t	2,500 t	1,500 t	5 t	2 t	3 t
	(今後実施する予定の取組)						
② 計画	[コン殻, アスコン殻] 発注者と協議を行って取壊し範囲を決定し、発生量の抑制を図る。						
	[木くず] 発注者と協議を行って伐採範囲、方法を決定し、発生量の抑制を図る。						

4666

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) [廃プラ, ガラス陶器] コンテナ、かごを置いて分別する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) [廃プラ, 混合] 現在行っているコンテナ、かご等による分別を継続する。 特に新たな取組は計画していない。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
① 現状	【前年度（6年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	コン殻	アスコン殻	木くず	汚泥	混合廃棄物	廃プラ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	コン殻	アスコン殻	木くず	汚泥	混合廃棄物	廃プラ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用は行わない。						
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
① 現状	【前年度（6年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	コン殻	アスコン殻	木くず	汚泥	混合廃棄物	廃プラ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行っていない。							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	コン殻	アスコン殻	木くず	汚泥	混合廃棄物	廃プラ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。							

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
① 現状	【前年度（6年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	コン殻	アスコン殻	木くず	汚泥	混合廃棄物	廃プラ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行っていない。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	コン殻	アスコン殻	木くず	汚泥	混合廃棄物	廃プラ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
① 現状	【前年度（6年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	コン殻	アスコン殻	木くず	汚泥	混合廃棄物	廃プラ
	全処理委託量	612 t	2,515 t	1,526 t	6 t	3 t	4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	612 t	2,515 t	1,526 t	6 t	3 t	4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) [コン殻, アスコン殻] 再生骨材を製造することができる再生利用業者へ処理を委託している。 [木くず] 木質チップを製造することができる再生利用業者へ処理を委託している。						

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	コン殻	アスコン殻	木くず	汚泥	混合廃棄物	廃プラ
	全処理委託量	600 t	2,500 t	1,500 t	5 t	2 t	3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	600 t	2,500 t	1,500 t	5 t	2 t	3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現在のところ、特に新たな取組は計画していない。 現行の再生利用業者への処理委託を継続していく予定。						
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。